

庁議付議事案 審議要旨（記録）（平成27年4月9日開催）

付議事案名： 国立市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について

提案課 健康福祉部健康増進課

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① 決裁後公開します
② () 後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

1. 付議事案の概要

(付議目的)

「国立市新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき策定する市の区域を対象とし、国や都の行動計画を上位計画として定めるもので、全庁的な対応を必要とする計画である。このたび計画案が作成されたため、庁内合意を得るため付議するものである。

(経過及び現状)

平成25年4月に新型インフルエンザ等特別対策措置法が施行され、国は平成25年6月に政府行動計画を策定、都は平成25年11月に東京都新型インフルエンザ等対策行動計画を策定した。

新たに国立市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）を策定するにあたり、庁内連絡会を平成26年11月に立ち上げ原案を作成し、それを基に平成27年1月26日に国立市医師会、1月28日に東京都と協議が終了、平成27年2月6日から26日まで市民意見の募集を行い計画（案）を作成した。

(具体的な措置)

国立市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）のとおり策定し運用していく。

2. 集約

基本的に原案の内容で確認し、事務を行っていく。ただし、指示のあった事項については調整をする。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑】

- 市対策本部の本部員に医療関係者の記載がないのはなぜか。
⇒有識者、関係機関という記載があり、本記載は医師会や薬剤師会等を想定している。
- 担当職員への早期予防接種体制はどうなっているか。
⇒計画（案）p.31のとおり、海外発生期には厚生労働省の指示に基づき迅速に、担当職員への予防接種を実施する。
- 小・中学校の休校を行う際、本計画の対策はどうなっているか。
⇒計画（案）p.18、p.36のとおり、都内発生早期より国の方針、都からの要請等がなされた場合は、学校内での発生の有無に関わらず、必要に応じて休校等の措置を講じる。

【指示事項】

- 文言や表現方法等について整理、再確認を行うこと。